

危険物等事故防止技術センター事故原因調査課の設置について

「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」（平成20年法律第41号）により、市町村長等は、危険物施設における危険物の流出等の事故の原因を調査することが出来ることになりました。

これを受け、危険物流出等の事故の原因調査を効果的・効率的に実施するため、総務省消防庁から「危険物流出等の事故の調査マニュアル」が示されたところです。

この「危険物流出等の事故の調査マニュアル」においては、市町村長等が危険物流出等の事故原因の詳細調査について円滑に進めていくために、危険物流出等の事故のデータを蓄積し、事故原因を特定するノウハウを有している専門機関からの助言を活用することが有効であるとされています。

特に、容量500キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤、タンク本体に関する事故について、事故の原因の特定が困難になると予想される場合などには、屋外タンク貯蔵所に関する多くの技術的な知見を有し、公正・中立な第三者機関である危険物保安技術協会の協力を得ることが考えられるとされています。

このようなことから、当協会では平成20年9月1日に危険物等事故防止技術センター内に新たに事故原因調査課を設置いたしました。市町村長等からの協力要請に適切にお応えできるよう努めて参りたいと考えておりますので、関係者の皆様方におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。